

## シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務 企画提案実施要領

### 1 業務名

シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務

### 2 提出書類

- (1) 企画提案意思確認書(企画提案様式2)
- (2) 企画提案提出書(企画提案様式3)
- (3) 企画提案書(A4判、詳細は「11 企画提案書の提出」を参照のこと)・・・12部

### 3 業務内容

「シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務」企画提案仕様書のとおり

### 4 業務委託期間

契約締結日から 2023 年 3 月 24 日(金)まで

### 5 事業費

13,000 千円を限度とする。(消費税及び地方消費税額を含む。)

### 6 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者(以下「受託者」という。)は、企画提案(プロポーザル)方式により選定する。
- (2) 応募のあった事業者(団体等を含む。)の企画提案書を、「シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務」企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において審査のうえ(企画提案書の提出者が5者以上の場合は、書面審査を実施し上位4者を選定)、1者を選定する。

### 7 応募資格

#### (1) 応募者の範囲

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO 法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人(以下「企業等」という。)とする。

#### (2) 応募者の条件

次の全ての条件に該当する企業等のみ、応募することができる。

ア 札幌市内に活動拠点(本社又は営業所等)を有しているもの

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの

ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

エ 令和4～7年度札幌市競争入札参加者名簿登載者であるもの

オ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの

カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの

キ 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされているもの又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされているもの(手続き開始の決定後のものは除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの)に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの

- ケ 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しないもの
- コ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しないもの
- サ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

- (3) 共同企業体(JV)の参加について  
複数企業による共同企業体(JV)での応募は認めない。

## 8 企画提案に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公示 2022年4月18日(月)
- (2) 実施に関する質問の受付 2022年4月18日(月)～22日(金)
- (3) 企画提案意思確認書の提出締切日 2022年4月27日(水)
- (4) 企画提案書の提出締切日 2022年5月10日(火)

企画提案書の提出者が5者以上の場合は、企画提案書の書面審査(1次審査)を実施することとし、結果については、企画提案書の提出者に2022年5月16日(月)付で通知を行う。

5者未満の場合は書面審査を実施せず、プレゼンテーションの開始時間等についての通知を行う。

- (5) 【5者以上の場合】企画提案書の書面審査 2022年5月11日(水)～13日(金)
- (6) 【5者以上の場合】書面審査の結果通知 2022年5月16日(月)
- (7) プレゼンテーションの実施 2022年5月20日(金)
- (8) 選定事業者の発表 2022年5月23日(月)
- (9) 契約締結予定日 2022年6月上旬

## 9 事業に関する質問受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問については、「質問書」(企画提案様式1)にて行うこと。電子メールまたはFAXで「質問書」を受け付ける。質問内容を簡潔に記載するほか、件名は「シニアワーキングさっぽろ開催業務 企画提案に係る質問について」とすること。

- (1) 質問受付
  - ア 受付期間  
2022年4月18日(月)～4月22日(金)16:00【必着】
  - イ 提出先  
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課  
(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階北側)
  - ウ 提出方法
    - (ア) 電子メール:koyou@city.sapporo.jp
    - (イ) FAX番号:011-218-5130

- (2) 回答  
質問に対する回答は、札幌市ホームページに掲載する(掲載予定日:2022年4月26日(月))。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間以外での質問に対しては、回答しない。

## 10 企画提案への参加意思確認書

企画提案への参加を希望する事業者は以下のとおり、企画提案意思確認書(企画提案様式2)を提出すること。

- (1) 提出期限  
2022年4月27日(水)16:00【必着】
- (2) 提出方法  
直接提出とする。
- (3) 提出先  
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課  
(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階北側)
- (4) その他  
企画提案意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

## 11 企画提案書の提出

- (1) 提案内容  
「シニアワーキングさっぽろ2022開催業務」企画提案仕様書のとおり。
- (2) 提出期限  
2022年5月10日(火)16:00【必着】
- (3) 提出方法  
直接提出とする。
- (4) 提出先  
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課  
(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階北側)
- (5) 提出書類及び部数  
ア 企画提案提出書(企画提案様式3) 1部  
イ 企画提案書 12部  
(ア) A4判、片面印刷で20ページ以内(表紙及び目次を除く。)  
(イ) 表紙及び目次を除き、ページの通し番号を付すこと。  
(ウ) 企画提案書は製本(糊付けまたはホッチキス止め)せずに提出すること。  
(エ) 企画提案書の表紙には、提案事業者の名称、事業者の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (6) 提出後の変更  
提出された書類は、提出後の差し替え、変更または取消しすることはできない。  
また返却には応じない。
- (7) 無効の取扱い  
次のいずれかに該当する場合には無効とする。  
ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、または文意が不明な場合  
イ 本実施要領及び企画提案書に従って作成されていない場合  
ウ 以下13に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合  
エ 同一の企業等が2つ以上の企画提案書を提出した場合  
オ プロポーザル方式による公正な企画提案を妨げた場合  
カ 次に該当する場合  
民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第

94条(虚偽表示)または第95条(錯誤)に該当する提案

(8) その他

ア 企画提案を取り下げの場合は、直ちに「取下願」(企画提案様式4)を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

イ 「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

## 12 書面審査の実施

本事業に企画提案した企業等が5者以上の場合は、以下のとおり企画提案書の書面審査を行い、上位4位までの企画提案を選定し、企画提案書提出企業等に通知するものとする。

なお、書面審査を実施する場合は、「13 企画提案書のプレゼンテーションの実施」「15 選定審査の結果通知及び契約」の日時を変更する場合がある。

(1) 書面審査実施日

2022年5月11日(水)～13日(金)

(2) 実施方法

委員会(持ち回り)による審査とする。

(3) 書面審査項目

以下の項目で審査を行う。なお、応募要件を満たしていない提案は無効とする。

ア 企画提案仕様書との適合性

イ 事業の趣旨、目的との適合性及び特色、工夫

ウ 事業ニーズの高さ

エ 事業の実現性、効果

(4) 書面審査結果の通知

企画提案書提出者全てに、2022年5月16日(月)に審査結果を電話及び書面で通知する。

## 13 企画提案書のプレゼンテーションの実施

本市の指定する日時に委員会に対し、企画提案書の内容等について、書面審査を通過した事業者、または応募者が5者未満の場合は応募者全員のプレゼンテーションを実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令された場合等、対面でのプレゼンテーションが実施困難な場合には開催方法の変更を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション実施日

2022年5月20日(金)(開始時間については別途連絡する。)

(2) 実施場所

札幌市役所本庁舎13階1号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(3) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 企画提案の説明者及び質問の回答者については、常時札幌市内に勤務しており、事業に直接関わる予定の方とする。

ウ 持ち時間は25分間(説明15分間、質疑10分間)とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

エ プレゼンテーションに出席しない企業等の提案は無効とする。

オ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加、プロジェクト及びパソコンの使用は認めないものとする。

## 14 選定審査の実施及び審査基準

### (1) 選定審査の実施

委員会は、プレゼンテーションの実施後、直ちに審査を行う。

### (2) 審査基準

企画提案内容について、次のとおり、企画提案内容に応じた配点と、企画提案全体に対する配点により審査を行う。評価に当たっては重点加算方式で実施する。(合計 100 点)

#### ア 事業の妥当性について

事業の趣旨・目的に適合しているか。セミナー・体験付き仕事説明会の参加企業数の目標、来場者数の目標は適切か。セミナー・体験付き仕事説明会の内容は適切か。スケジュールは適切かなどについて、総合的に採点する。

#### イ 事業実施の実現性

実現可能な事業内容か。参加者を集める広報内容、広報スケジュールとなっているか。セミナー・体験付き仕事説明会を実施するための環境(ハード、ソフト面)が整っているか。運営体制が整っているかなどについて、総合的に採点する。

#### ウ 事業の効果について

事業の実施効果は高いか。本市及びさっぽろ連携中枢都市圏内に事業所を有する企業等に所属する人事・採用担当者及び管理者、概ね 60 歳以上の求職者の積極的な参加が期待できる内容であるか。目標達成のために効果的な取り組みが期待できる内容となっているか、本事業の目的である企業の高齢者採用につながる内容となっているかなどについて、総合的に採点する。

### (3) 最低基準点

選定審査に当たっては、最低基準点を定める。

なお、最低基準点は、審査員全員の持ち点合計(審査員 1 人あたり 100 点)の 6 割を最低基準とし、全事業者が最低基準点に達しなかった場合は、選定を行わない。

## 15 選定審査の結果通知及び契約

選定審査の結果、委員会において基準点以上の得点を得た企業等の中から最も高い評価を受けた 1 者を選定事業者として選定し、得点が同点となった場合は、得点バランス等を総合的に審議し、委員会の協議により決定するものとする。また、企画提案提出事業者が 1 者であっても、最低基準点を満たしている場合は、選定事業者とする。

選定した企業等については決定通知を、落選した企業等には落選通知を送付する。

### (1) 通知日(予定)

2022 年 5 月 23 日(月)

### (2) 選定結果についての疑義申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日から起算して 3 日(土日・祝日を除く。)以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日から起算して 5 日(札幌市の休日 を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、書面により回答する。

ウ 疑義申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

#### (ア) 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課

(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 15 階北側)

#### (イ) 受付時間

8 : 45 から 17 : 15 まで(土日・祝日を除く。)

(3) 対象業務の委託

ア 原則として、委員会で選定された事業者へ当該業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した事業者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後、契約を締結する。

ウ 選定した事業者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた企業等を選択する。ただし、次点の評価を受けた企業等が基準点に満たない場合は選定しない。

## 16 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。

また、提出された企画書等は返却しない。なお、提出された企画書は、札幌市において提出者に無断で使用しない。

(3) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

(4) 企画提案に参加する企業等が不穏な行動をするとき、または、公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。

(5) 委託業務の一部を第三者に委託し、または、請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に札幌市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(6) 本事業に係る契約については、「契約書(案)」に基づいた内容とする。

(7) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した企業等を選定事業者として選定する。実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本とし、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。

(8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

**【問い合わせ先】**

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎15階北側

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課 山岸、鷺田

TEL 011-211-2278 FAX 011-218-5130

メール koyou@city.sapporo.jp